

予 算 決 算 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 令和 4 年 1 月 24 日（月） 午前 9 時 40 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 吉津委員長、重村委員ほか議長を除く議員 16 名
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 重村委員
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 堀局長・山下次長・岡本補佐
8. 協議事項
第 1 回臨時会（1 月 24 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 報道関係数名

会議の概要

- ・ 開会 午前 9 時 40 分 閉会 午前 10 時 37 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 4 年 1 月 24 日

予算決算常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 整 者

山 下 賢 三

— 開会 09 : 30 —

吉津委員長 本日の出席委員については委員 16 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から予算決算常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより本会議で本委員会に付託されました議案 1 件について審査を行います。議案第 1 号「令和 3 年度 長門市一般会計補正予算(第 9 号)」を議題とします。審査は、第 1 条「歳入歳出予算の補正」及び第 2 条「繰越明許費の補正」を一括し、別紙一覧表に沿って課ごとに質疑を行います。はじめに、財政課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林企画総務部長 提案説明のとおりであり、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) 今一度、財政課 所管全般について、ご質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑もないので質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9 : 42 —

— 再開 9 : 43 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に地域福祉課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永健康福祉部長 それでは、本議会に追加議案として提出しました補正予算について補足説明いたします。地域福祉課の所管となります「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業」は、予算書 11 ページ、予算説明資料 1 ページに記載しておりますが、この事業について、国から令和 3 年度内の早期に給付金の支給が開始できるよう求められたことから、準備期間を考慮すると 3 月定例会での補正予算では間に合わないため、この臨時会で、臨時特別給付金給付事業に係る必要な予算、繰越明許を含んで計上させていただくものでございます。以上で補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) 今一度、地域福祉課所管全般

について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:45 —

— 再開 9:46 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、健康増進課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永健康福祉部長 健康増進課所管の補正予算となります「新型コロナウイルス対策事業」は、予算書 11 ページ、予算説明資料 1 ページに記載しておりますとおり、5 歳から 11 歳までの子どもに対するワクチン接種を 3 月以降に開始できるよう準備を進めるため、この臨時会で接種に係る必要な予算、繰越明許を含んで計上させていただくものです。以上で補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 第 4 款「衛生費」、第 1 項「保健衛生費」、第 4 目「感染症予防費」、新型コロナウイルス対策事業についてお伺いいたします。まず 5 歳から 11 歳の子どもに接種できるのはいつのご予定か、お伺いいたします。

梶山健康増進課長 1 月 21 日に開催されましたワクチン分科会で了承されまして、特例承認なされました。現時点では、まだ詳細な通達はございませんけれども、5 歳から 11 歳のワクチン接種につきましては、3 月には国内の配送が始まる予定とされておりますので、3 月以降に接種の見込みでございます。

ひさなが委員 もう 1 点、国からの入金スケジュールについてお伺いいたします。

古川健康増進課主幹 この事業の財源であります、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金と接種体制確保事業費補助金につきましては、事業を実施した年度に受け入れる予定です。今年度実施分であれば今月分の収入として、繰越分については、令和 4 年度に受け入れる予定ですが、収入時期につきましては、現在国のほうから方針が示されておらず未定となっております。

田村委員 それでは、ワクチン接種の周知方法についてお伺いします。

梶山健康増進課長 5 歳から 11 歳の対象者につきましては、接種券を個別に配送いたしますので、そちらの中で周知いたします。それ以外にもホームページや広報などによっても周知はいたしますけれども、実際には個別に周知いたします。

田村委員 それでは 5 歳から 11 歳までの新型コロナウイルスワクチン接種なん

ですけれども、どのような効果を目的として接種を進めていかれるのかお尋ねいたします。

梶山健康増進課長 効果といたしましては、成人等と変わりはありませんけれども、小児の場合は特に、皆さんもいろいろ情報のほうがあるかと思えますけれども、個別接種で行われますけれども、感染防止というよりも重症化でするので、今の時点で聞いているのは基礎疾患等をお持ちのお子さんは重症化予防のために接種を勧められるというふうには聞いております。

田村委員 それでは同じお答えになるかもしれませんが、お伺いをするのですが、健康増進課としてはこのワクチン接種を強く勧められるのかどうかについてお答えください。

梶山健康増進課長 健康増進課として、強く勧めるかどうかというご質問ですけれども、そちらのご質問につきましては保護者の方が判断されるということになると思いますので、正しい情報を周知していくというところになろうかと思えます。

中平委員 この接種の対象者数についてまずお伺いいたします。

梶山健康増進課長 5歳から11歳の住民の人口対象者は約1,500人が対象となります。予算計上につきましては900人分、国の行ったアンケート調査結果から約60%の接種率を見込んでおります。

中平委員 これは成人でも年配の方もワクチンを打つ場合、よくかかりつけ医というところが多かったと思いますが、小児が対象である場合は、長門市では小児科というのは限られると思いますけど、そのあたりの接種に対する対策はどのようにされているのか、お伺いいたします。

梶山健康増進課長 小児のワクチン接種につきましては、医師会との協議により集団接種は行わず、個別接種で実施する方針としておりまして、現在12歳以下の小中学生につきましても個別で行っております。5歳から11歳につきましても、市内での小児科医療機関2施設のほか、接種可能医療機関にもご協力いただいて個別接種での体制を確保していくこととしております。小児につきましては、予防接種事業等でかかりつけ、疾病でのかかりつけはないかもしれませんが、そういったところで小児科のほうで接種されている方が多いかと思えますけれども、それ以外にも個別でできる体制としている状況でございます。

中平委員 それでは最後に、この接種の開始時期についてお伺いいたします。

梶山健康増進課長 先ほどもちょっとお答えしたと思うんですけれども、21日に5歳から11歳のワクチンが特例承認されまして、国の予定では、3月に国内に配送されるということになっておりますので、3月以降に実施するというところまで決定しております。

林委員 先ほどのちょっと質疑の関連なんですけれども、対象者数が 5 歳から 11 歳の 1,500 人と。実際この予算計上された人数が 900 人分と。60%。これ、先ほど国が行ったアンケート結果を参考に言ったけど、これ具体的にどういう内容だったんですか。

梶山健康増進課長 国のほうが保護者や直接子どもにアンケートを行った結果ですね。すぐに打ちたいという方と打ちたいということを含わせて、大体子どもの場合 50%から 60%、保護者の場合は 70%の方がいずれというところまで含めて打ちたいという形になっておりますので、市のほうの子どもの接種等も勘案して 60%という形で予算計上を行いました。

林委員 従って、今の答えからすると、保護者の中にはですね、やっぱりまだ具体的な情報というんですかね、副反応であるとかそのリスク。そのあたり、市としてどういった——要するに 6 割の方の予算計上しているわけでしょう。人数。その方たちも含めて副反応とか、そのリスク管理というのはどういう形でお知らせしていくんですか。

光永健康福祉部長 先ほど子どもに対するワクチン接種、3 月以降に接種する方針というところで、詳しいことはまだ決まっていないという課長のほうからの説明をしたところでございます。この 26 日に厚労省のほうで専門家分科会が行われて細かいことも決めていかれます。今回の接種に関する登録義務を課すかどうかもこの中で決めていかれて、先ほどの副反応等、いろんなものをどうやって広報するか、それもまた国のほうから決定次第指示があると思いますので、それに基づいて市としては、保護者に対して周知徹底のほうをしていきたいと考えております。

吉津委員長 ほか、関連する質疑はございませんでしょうか。今一度、健康増進課所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:57 —

— 再開 9:58 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、観光政策課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 観光政策課所管の事業につきまして補足説明を申し上げます。補正予算書12、13ページの「第7款」商工費、「第2項」観光費、「第3目」観光振興費の「長門湯本温泉観光まちづくり整備事業」につきましては、予算説明資料1ページのとおりですが、湯本温泉に新たなトイレを整備することについて

は、市の所有する候補地のなかで、駐車場内に設置する案について関係者から合意が得られたことから、その条件下にあつて、延べ床面積20㎡程度として設計業務の歩掛により算定した基本及び実施設計の委託業務経費を予算として計上しております。なお、本業務につきましては、年度内の完了が困難であることから、あわせて繰越明許費の補正を提案させていただいております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

早川委員 設置予定場所についてお伺いしたいと思います。

山下施設管理班長 今、駐車場用地内を想定しております。

早川委員 予定されているトイレの仕様というものと、あと新設のトイレは誰が管理するようになるのかお伺いいたします。

山下施設管理班長 仕様につきましては今後の設計業務の中で検討してまいり次第でございます。その中で当然トイレの個数等もすべて、検討材料ということになっております。管理については長門市が行うようにしております。

早川委員 トイレの仕様っていうところなんですけれども、駐車場で湯本温泉の窓口になるというか、一番玄関口になるところのトイレで、多分地元の住民の方たちも、そこにいらっしゃる事業者の方たちも、おもてなしのトイレっていうか、観光地のトイレというところで期待をされてると思うんですけれども、この観光地のトイレ、そして一番使いやすいっていうところで今、大型ベッドが設置されているトイレっていうのも少ないと聞いております。そういうところの考えはございますでしょうか。

山下施設管理班長 仕様におきましては今後の設計のほうで決めていくわけですが、当然障害者の方々で性的マイノリティの方々、LGBTの観点からも勘案して、また大型ベッドについても報道等もございますので、当然その辺も視野に入れた上で今後検討していきたいというふうに考えております。

早川委員 ぜひそのようにお願いしたいのと、あとその大型ベッド、多分設置する仕様でLGBTの方たちのためのって、単に設置するだけでなく、ちゃんと使えるような設計をお願いしたいと思うんですけれども、その例えば、車椅子で向きが変えられないとか、大型ベッドはあってもとかドアが閉まらないとかそういう細かいところのその仕様の中で、市のほうからちゃんと設計業務委託をしていただきたいたいっていうか、考えて伝えていただきたいたいと思うんですけれども、その考えはありますか。

山下施設管理班長 必要な大きさというものは物によって当然変わってきますので、それに対応できるスペースの確保というのは考えております。

重廣委員 これは繰越明許の補正のほうも出ておりますが、最終的に工期としては、いつごろ完成の予定で考えておられますか。

山下施設管理班長 本日、議決をいただいた後に入札を行い業者選定を行う予定としております。新設トイレに関わる基本設計を決定した後、実施設計というふうに考えておるわけですが、順調に業務が進んだ場合、3.5 カ月程度を要すると想定しております。

重廣委員 今から 3.5 カ月というふうに考えてよろしいですか。

山下施設管理班長 入札決定業者選定後から、3.5 カ月程度というふうに考えております。

重廣委員 全工事が終わるのが 3.5 カ月でよろしいんですね。今これはあくまでも基本実施設計業務ですから、それが 3.5 カ月ですか、この辺りを。

山下施設管理班長 あくまでも今回の設計業務が 3.5 カ月というふうに想定しております。工事については、この 3.5 カ月には入っておりません。

重廣委員 まず設計業務が完成してないからわからないという判断でよろしいわけですね。何にしても造ると決めたからには、なるべく早くやっていただきたいという気持ちがございます。それでですね、このトイレを造るわけですから、駐車場内に造られたときに最終処分方法ですよね。合併処理にするのか、下水管につなげるのか、その方法だけ。今の段階では決まってないというふうに言われたらそれまでですけど、どのような方針でおられるかお伺いしたいと思います。

山下施設管理班長 駐車場の候補地におきましては、近くに公共下水道がございますので、そちらへの接続を想定しております。

ひさなが委員 先ほど委託先は入札によって決められるというお答えがありましたけれども、この委託先については地元業者でお考えでしょうか、お伺いいたします。

山下施設管理班長 地元優先ということで考えております。

ひさなが委員 1 月 14 日に「満足度の高い温泉街の実現に向けた観光客向けトイレに関する検討会」において、地元自治体とまち株関係者で協議された内容、また決定事項をお聞かせください。

宮本観光政策課長 協議した内容、決定事項なんですけれども、トイレを新設すること、またその場所を長門湯本温泉駐車場にすることについて、関係者間で合意を得たところであります。

ひさなが委員 ではその決定をもって「満足度の高い温泉街の実現に向けた観光客向けトイレに関する検討会」は閉じられるということでしょうか。それと、今後トイレの設置に向けてデザイン等の話が先ほどございましたけれども、こちらの検討会というのを開催する予定はあるのでしょうか、お伺いいたします。

宮本観光政策課長 今後地元事業者、行政でトイレに関する検討会を開催する

要件が発生すれば開催することもあると思いますが、一応今回の合意により、検討会は閉じる方向で関係者のご理解を得ているところであります。お尋ねの新設トイレのデザイン等については、関係者のご意見はお伺いする方針であります。

綾城委員 トイレの使用について、有料にしたらどうかとかいう話が過去にもあったんですけども、行政として有料にするような考えはあるのかをお尋ねいたします。

宮本観光政策課長 近隣の上湯本トイレと同様に、使用者を特定せずに広く一般に開放する無料の公衆トイレとしての設置を想定しております。

綾城委員 それは有料にしないということでしょうか。

宮本観光政策課長 そのとおりで、無料の方向で考えております。

綾城委員 分かりました。では続いて、今回トイレの関連の予算というところで伺っておりますけど、これ、前修正案で修正された案内看板ですね。これについてどういうふうになっているのかお尋ねいたします。

宮本観光政策課長 看板につきましては、新設トイレをつけた後、一応検討会としては閉じるようになっております。新設トイレを設置したあと、今後関係者と協議をするようになると思っております。

綾城委員 それとですね、これ駐車場がこれまで国の補助金を使って整備したものだというふうに思っております。適化法の関係があって、駐車場の中には本来トイレを作れないんじゃないかという、整備されたあとではですね、そういった話がこれまであったんですね。私はそういうふうに聞いていましたけども、適化法の関係はどうなっているのかお尋ねいたします。

宮本観光政策課長 補助金適化法との関係につきましては、現在国土交通省のほうに確認中でございます。

綾城委員 場所は駐車場の中で想定していて、適化法は確認中ということですが、一応適化法の関係はクリアできるという見込みで事業を進められているというふうに思っております。

宮本観光政策課長 適化法に関しては、国の補助金で整備した関係で、返還するかどうかということで、トイレを作るか作らないかというふうには関係してこないというふうに考えております。

綾城委員 つまり、問題があれば補助金を返せばトイレは作れますよという解釈ですか。それでよろしいですか。

宮本観光政策課長 先ほど申しましたが、現在、国土交通省のほうに確認中ですが、トイレは作る方向で今考えておりますので、返す方向になれば、少額だとは思いますが、返す方向になれば返すというふうに考えております。

綾城委員 確認です。補助金の一部を返す予定で今考えているということですか。

か。

宮本観光政策課長 申し訳ありません、説明が悪くて。今、補助金の返還が必要かどうかということを、国土交通省のほうに確認をしておる段階でございます。

綾城委員 参考までに、返すとなったときにはどれぐらいになるんですか。

宮本観光政策課長 そのあたりも含めて今確認中でございます。

綾城委員 分かりました。それで1点、その適化法を、別に補助金を、簡単に言うと返せば別にトイレは設置できるんだということだと思うんですけど、私はちょっとこれ、もともと今地域の方々が話をされていた時に示されていた場所というのは階段の途中ですよね。それが、最終的には駐車場内がいいというところで合意をされて駐車場の中に設置をすると。それは分かりました。これまで湯本の観光まちづくり計画の中で最初に駐車場にトイレを作るべきだという議論があって、整備されたあとは適化法の関係で何年間かはぶり返したりとかできなくなるので、要は、最初の整備のときにお手洗を作っておかないともうできませんというような説明を私は再三受けてきたんですね。で、今ここにいらっしゃる皆さんは当時の成長戦略課の関係している皆さんではないので、そのいきさつは分からないかもしれないんですけど、なのでトイレを作らないという公式な見解ができたときに、私はずっと地元の方々に、駐車場には適化法のお手洗はもう作れないんですと。だから皆さんすいませんけど、こらえてくださいというふうな説明をずっとしてきたんですね。蓋を開けてみたらどうも駐車場できそうだと、お手洗が。私少し対応がいい加減なんじゃないかなというふうにもちょっと思っているんですね。それは今成長戦略課はありませんし、その当時の皆さんではありませんけれども、やっぱりちょっと今後進めていかれるにあたって、この駐車場でやられる、それはそれでいいです。だけど、これまでそういった、ずっと再三説明があって、整備が終わったあとに何かを新設する、作るとかいうことはもう難しいんだという説明を再三受けていたので、それが蓋を開けたらこうなっているの、今後やっぱり事業を、いろんなものに、ほかのものもそうなんですけれども、進めていくにあたってですね、そのへん、何て言ったらいいでしょう、何か適当に対応されたのかなというふうに私は思ってしまうんですね。なのでそのへんちょっとないように今後していただきたいというところを。ちょっとそのあたりをお尋ねいたします。

堀経済観光部長 委員ご指摘のとおり、適化法上は望ましい状況ではないとは考えておりますけれども、これまでの経過、さらに今後我々のほうの考えるところをという形で国土交通省の担当とご協議を差し上げる中で、先ほど申しましたように、駐車場の機能を損なわない形で、さらに無料での一般、広く一般

に開放する駐車場機能としてのあり方というところを、これまでこの間も協議をさせていただいたうえ、さらに言えば、インターロッキング等の敷設については設置する面積分を回避いただく可能性もあるという協議経過を今までたどっているというところでございまして、適化法の中でお返しをするとしてもその程度で、条件次第で大丈夫だろうという協議をこの間続けてきたところでございます。まだまだ結論は出ておりませんが、少額で返還が済むであろうというところまでの協議は、この間の経過も含めて協議をさせていただいたところでございます。今後、これまで十分な協議がされてないのではないかと、いうご指摘でございますが、これまでの経過は住民の皆様のご意向等も含めて協議をした結果ということでご理解をいただいたらというふうに考えております。

綾城委員 私がくどくど長すぎて、言いたいことが伝わってませんでした。要は簡単に言うと、これまで適化法の関係で、駐車場の中にお手洗を整備した後は造ることはできないよってという説明を受けていて、私はずっと地元でそれを説明してきたんです。で、蓋を開けてみたらできるのであれば、一体何だったんだっていうふうになるんですね。やっぱり信頼関係の問題ですから。その辺今後ないように、いろんな事業をやられる時に気をつけていただきたいというふうに、これは半分要望ですけども、そういう質疑でした。その回答をいただきたいというところです。

堀経済観光部長 ご指摘の通りですね、これまでの答弁と異なるんじゃないかというご意見でございます。もちろんこれまでの担当としてもですね、協議を尽くしてきたというふうに考えておりますけれども、こういう結果になったことは、やはり反省すべき点ではなかろうかと思えますし、今後も充分省庁と検討をさせていただきながら、事業を進めていくということで理解ください。お願いいたします。

林委員 今の補助金適正化法のあり方っていうか、考え方についていろいろちょっとご議論がありました。この補助金適正化法について、もうちょっと事業実施とそれから新たにこうやってものをやるときに、やっぱりその整合性というのをね、しっかりとってやっていただきたい。トイレを造ること自体は議会としては、異論はないと思うんですけども、あと補助金もね、少額だから返せばいいんだとかっていうそういう問題では私はないと思ってるんです、実は。その辺をぜひ気をつけていただきたい。それと先ほど重廣委員の方からですね、基本実施設計の期間というか 3.5 カ月ぐらいかかるだろうという話で、設置工事費についてはどのタイミングで予算計上されるわけですか。

宮本観光政策課長 今回の設計業務で仕様等を確定し次第、速やかに議会のほうに提案をする方向で今のところ考えております。

林委員 速やかについていうのは、だから、これは目途として例えば 3 月の最終

補助に間に合うかとかね。当初予算なのか、6月補正、いろいろあるじゃないですか。

宮本観光政策課長 先ほど設計業務等が 3.5 カ月かかるというお話をさせていただきました。順調に進むと仮定いたしますと、6月の議会に提案できればいいなと私は考えております。

林委員 課長が考えているってのは、おそらく行政の判断はそういうふうになるだろうなというふうには思うんです。わかりました。もう一つ、先ほどの駐車場の中のトイレ設置ということで、管理業務については一応市がやるんだというようなお話がありました。先般の 12 月定例会で、指定管理の指定、要するに湯本まち株式会社があそこまで維持管理をするんだと駐車場の。債務負担行為補正の 300 万円も 3 年間計上されてましたよね。この指定管理の話と、駐車場、同一の管理体制の中にある駐車場の中に造るって言って、その一部分だけ市が管理するってというのが、これどう理解したらいいんですかね。要するに二重の管理になっちゃうわけです、同一敷地内で。二つの管理者がいるってことです。これ、どうなるんですか。この考え方。

宮本観光政策課長 維持管理についてのお尋ねだと思います。先般、議会の皆様方に、ご了承いただいた指定管理、駐車場の指定管理の件ですが、その時は、公募の条件の中にまずそのトイレの管理の要件が入っておりませんでしたこと等ありましたので、それと先般の 12 月議会での委員様方からのご意見で、トイレについては市が設置し、市が管理すべきではないかというご意見もいただいたところであります。今考えておりますのが、令和 4 年度トイレが感染した時には、近隣の上湯本トイレや河川公園トイレと同様に清掃委託を市のほうで想定しております。

林委員 要するに、同一、だからその指定管理者との協定の中ではね、当然そのときはトイレがないわけだから、当然トイレに関する協定なんか結べるわけがないわけです。しかし今度、おそらく夏ぐらいを目途にトイレが新設される、その維持管理については、他の上湯本のトイレとかと一緒に、市が委託業務でシルバーかなんかにお願いする形をとるわけでしょ、今度。私が言っているのは、同一の敷地の中で管理者が二ついるってというのが気持ち悪いというか、その住み分け、どういうふうになるんだろうな。だから、すっきりと協定内容を書き換えて、まち株にやってもらったほうが一番いいんじゃないですか、これ。どうなんですか、その辺。

宮本観光政策課長 今後のまち株との検討材料とさせていただきたいと思っております。

林委員 わかりました。ただ要するに同じ敷地の中にあるという、その管理がね、二つ、別物だと言えればそれまでなんですけど、先ほど言ったように適化法

の問題もありつつ、駐車場の中に造るわけだから、当然その駐車場の管理をしてるっていうのが、4月からね、まち株になるわけです。まち株も、その駐車場の中にトイレができることは了としたわけだから。話し合いの中で。従って、今後の見通しとしては、やはり、むしろまち株さんにやっていただいたほうが自然な形なんじゃないか、一体的にやってもらったほうが合理的だと私は思ってます。その辺は今後含みを持たせて協議の中でも、どうなるかわかりませんが、協定内容のね、もう1回改正とか、指定管理料とトイレの関連部分だけ上積みしていくってことも考え方としてはあるというふうに理解していいんですか。

堀経済観光部長 委員ご指摘の通り、当然その指定管理の中に含むことも当然想定をして、これから協議をしていくことになるというふうに考えてます。もちろん、本案件トイレの管理について指定管理を出させていただく協議の中では、使用頻度等が当然関わってくるという中で、令和5年度以降の指定管理の変更等も視野に協議を進めていくということが必要かというふうに考えております。

早川委員 先ほど、補助金の一部返還となれば少額っていうお話をされてたんですけれども、これ先ほどのお答えの中で、ちょっと聞いてたら、大体少額っていうのは、多分この平米数とかっていうお話もされていたので、大体は出るんじゃないかなと思うので、大体どれぐらいなのでしょう。あと、返すとなったらその財源っていうのはどこから返されるっていう形になるのでしょうか。

堀経済観光部長 先ほど申しましたように、お返しをするとなると、インターロッキングの舗装とか、そういったところが関係してくることになりますでしょうが、これにつきましては実際に仕様が出て、図面等をしっかりお見せする中で協議の中で決定をしていくということになりますので、金額については、まだまだ協議の途中ということでご理解をいただけたらと思います。さらに、補助金の返還となりますと、それにつきましては一般財源ということでの一応予算の確保ということで、ご提案をさせていただいた上で、実施をさせていただくということになると考えております。

田中委員 先ほど20平米と言われたんですけれども、これ畳数にすると12畳ちょっとということで、そんなに大きいものではないので、どのあたりに具体的に建てられるかっていう問題はあるんですが、私、一つちょっと気になりますのは、観光客、また地元の方の動線だったり、トイレを使うときの状況、心情を考えますと、駐車場に建てるっていうことはもちろん私は賛成なんですけれども、駐車場に車で来られた方とか車が動いている方は駐車場に停めて、トイレを利用するっていうことになると思うのですが、駐車場は有料ですよね。トイレだけ、例えばです、美祢から俵山に行く途中でちょっと美祢、湯本とか散

策しようかなと思ってる方がですね通ると。その指定管理が違うってこともあるんですが、駐車場にちょっと車を、脇に止めてですね、トイレだけ使って、また次に進もうという人もなきにしもあらずなのかなとちょっと思っております。そういう時に混乱が生じないように、表示であったり、駐禁も含めてなのか、1台2台は駐車場の料金を払わずにトイレを使用できるようなスペースを作るのかっていうようなことも検討に入っているのかどうかちょっと伺いたいんですが。

山下施設管理班長 今委員おっしゃる駐車場2台分等はですね、今想定はしておりません。

重廣委員 先ほど回答の中で、下水道はどこにつなぐのかという、近くの下水道管につなぐと言われましたよね。確かに今1件移転されまして、上の段に家を建てておられますけど、あそこは伺ったら確か合併浄化槽じゃなかったかなと思うんですが、ただあのあたりに私下水道は近くにはないというふうな判断をしておったんですよ。それで近くにあると言われましたので、大体既設の下水道管に接続するまでに何メートル程度を予定されているのか伺いたいと思います。

山下施設管理班長 それではお答えします。今、私どもが考える候補地から約80メートル程度先に下水道があるというふうに認識しております。

重廣委員 先ほどから20㎡程度の建物で、80メートルも掘って下水道管をつなぐということに対して、費用対効果は失礼なんですけど、合併浄化槽というのは今までも議論ありましたように、10年20年ランニングコストを見たときに合併浄化槽は高くなります。私はなぜこんなこと聞かかと言いますと、元乃隅が合併浄化槽で小さかったから大きなのにやりかえたという経緯がございます。もし合併浄化槽にされるんなら、何人槽を見込んでいるのかという質問をしようと思ったんですが、下水道から直接つなぐと。ただ、80メートル掘ってつなぐってかなりの金額になるんじゃないかと思うのですが、そのあたりの見解はどのように思っておられますか。

山下施設管理班長 それではお答えします。今下水道に接続ということで金額についてはですね、大体メートルあたりの単価というのがございます。その単価と浄化槽を比較した場合、80メートル掘ったほうが断然安価になるという試算のほうが出ております。

吉津委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。今一度、観光政策課所管全般について。

林委員 副市長にお尋ねいたします。副市長、今回は非常に、市長をはじめ、議会の附帯決議には早期に予算措置を投じるべきだというようなこともお伝えしました。それにスピード感を持ってお答えになったというのは、私はすごく

評価をしています。ただし、これは振り返ってみると、ただトイレができるかできないかの議論に落とし込めたらいけないと私は思っていました、実は。今後長いスパンでやっぱり湯本の観光まちづくりを成功に導くために、やっぱり地元と事業者の方、行政、この 3 者がやっぱり手を携えていくということは非常に大きなポイントだと思っています。しかし、昨年 8 月 23 日に市役所市長室において、地元の自治会の方が要望書を携えて持って来られました。そのときにはまち株の関係者の方も同席をさせてほしいということで、いろいろご議論があったやに、地元の長門時事さんにも克明に報道されていましたが、その席には副市長も当然いらっしゃったわけですね。そういう経過を踏まえて、今回のこの問題、先ほどひさなが委員の質問の中で、3 者が、地元と事業者が同意したという話もありましたが、実際のところ、副市長ご自身は、12 月定例会も含めて、この一連のこういった問題、トイレがただ集中的に表れたというかね、事象として表れたんだけど、もっとちょっと根が深いんじゃないかというふうに私自身は思っていました、そのあたりのことを総括的に副市長、今回の基本実施設計を予算計上したという今の到達点からしてですね、どのようにこれを、こういった見解をお持ちなのかというところを率直なところをお聞きしたいと思います。

大谷副市長 委員ご指摘のように、昨年 12 月の定例市議会におきまして、このトイレの建設を巡って様々なご提案、ご意見を委員の皆様からいただいたところでございます。結果、あのような予備費への修正という形で終わったわけでございますけれども、これは私どもとしては大変重く受け止め、年末年始にかけて急ぎこれを何とかしなければいけないということで、地元の皆様と再度検討会を開いて今回の合意、調整という形に至ったわけでございます。そして、今般この議案を出させていただきました。しかるに、先ほどおっしゃいました 8 月以来の一件、そしてこれは、とりもなおさず一昨年 11 月の市長の協働まちづくりミーティング、このときに始まったわけでございます。このときには、以前も私申し上げましたとおり、地元住民の方々から切実な日常生活との折り合い、このへんを衝撃的に受け止めたわけでございます。そして、湯本自治会での議論を経て 8 月の陳情という形になったわけでございますけれども、その場で私も出席をしておりましたけれども、あのような形で、また地元の中でいろいろなご議論があったと。この経過経緯についてはいろいろと地元湯本自治会でお悩みになったことがたくさんあったと思います。しかし、今般ですね、検討会を開かせていただき、よくよく分かりましたのは、やはり地元住民の方々のご意見、こういうものをもう少し早くから吸い上げておくべきではなかったか、そして、もちろん地元の中で事業者も含めてご同意、ご議論をいただくことも大事でございますけれども、行政としてそのあたりのお声をいち早く吸い

上げておくべきではなかったかということは今反省しているところでございます。そうでなければですね、このトップ 10 入りを目指すという、この湯本観光まちづくり、これも決して前に進むことはできないと思っています。そういう意味で私といたしましては、今般の合意に至るこの結果経緯、こういったことは長門市政全体にとっての、やはり一つのいい経験だったのではないかというふうに思っております。こういった経験を糧にいたしまして湯本温泉観光まちづくりのみならず、長門市政のまちづくりに活かしていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

吉津委員長 ほか、観光政策課所管全般について、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 35 —

— 再開 10 : 36 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので討論を終わります。採決します。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 10 : 37 —